

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年12月27日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成26年1月21日から同年2月10日まで縦覧に供する。

平成26年1月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 宝幢寺池地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 劔来地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中川原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 下代地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 三条新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 籠池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大道下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 西村樋渡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川古池田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 高津池田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 道上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 三条町地区	〃